

## 第3次千葉県国土利用計画の評価と課題

### 《3次計画の評価》

- ・ 県内で生じている県土利用上の問題点についての認識が希薄
- ・ 地域の個性や特性に着目した県土づくりの視点が希薄
- ・ 用途別の目標値の意味が曖昧で、目標達成のための実効性がない。
- ・ 県土利用の理念、基本の方針そして具体的な施策へという計画の体系化が十分なされていない。
- ・ 県民や市町村の意見を十分反映させたものとは言い難い。

### 《新しい計画への課題》

- ・ 現在、生じている県土利用の問題点、今後発生が予見される問題や課題の解決に向けた計画であること
- ・ 将来を見据え、県土利用の理念・基本の方針そして具体的な施策の方向性を示す計画であること。
- ・ 地域の個性や特性を活かし、より良い県土を次世代へ引き継ぐための指針となること。
- ・ 県民や市町村の意見を十分反映させた計画であること。

## 第三次千葉県国土利用計画の点検

○用途区分ごと目標値と現状の比較

(単位:ha)

	平成4年 (基準年)a	平成17年 (目標年次)b	平成15年 (現況値)c	現況と目標との 乖離(c-b)
農用地	146,700	138,100	135,700	▲2,400
農地	145,900	137,300	135,100	▲2,200
採草放牧地	800	800	600	▲200
森林	167,900	162,700	161,800	▲900
原野	500	500	1,400	900
水面・河川・水路	17,900	18,400	17,800	▲600
道路	32,200	35,800	33,700	▲2,100
宅地	68,900	80,100	77,900	▲2,200
住宅地	42,400	50,000	47,900	▲2,100
工業用地	7,900	8,800	7,400	▲1,400
その他の宅地	18,600	21,300	22,500	1,200
その他	81,500	80,300	87,400	7,100
合計	515,600	515,900	515,700	▲200
市街地 (人口集中地区)	57,000 (平成2年国調)	71,600	61,600 (平成12年国調)	▲10,000

# 千葉県国土利用計画（第3次）に基づく施策の大系

地 目	基 本 施 策	施 策	担 当 課
農用地	○農用地の確保 ・生産性向上に向けた農業生産基盤の整備と担い手への農用地の集積 ・環境への負荷低減に配慮した農業生産の推進 ・農業生産活動と地域住民の生活を調和する計画的かつ適切な土地利用の促進	◇優良農地の確保・拡大 ・無秩序な転用の抑制 ・農業振興地域整備計画の見直しによる農用地の確保	農地課
		◇生産基盤と生活環境施設と一体的・総合的整備 ・農地の基盤整備事業、水田の大区画化等	耕地課 農村整備課
		◇農用地の有効活用と経営規模の拡大 ・農用地の流動化の促進等による農用地の集積 ・大区画ほ場の整備	農業改良課 耕地課
		◇生産緑地の保全 ・生産緑地地区の指定 ・生産緑地の長期営農への支援(都市農業支援)	公園緑地課 安全農業推進課
森 林	○森林資源の確保・整備と多面的機能の発揮 ・機能が高く重要な森林の極力保全 ・貴重な動植物が生息・生育する森林の生態系に配慮した維持・管理 ・貴重な緑地空間と防災機能としての都市内及びその周辺の森林の整備と保全	◇県土保全と安全性確保機能の向上 ・保安林及び治山施設の整備 ・地すべり防止対策事業	林務課 農村整備課 河川計画課 河川環境課
		◇経済的機能の強化 ・地域特性に応じた保育、間伐及び林道の整備	林務課 みどり推進課
		◇森林整備のための基礎条件の整備 ・森林整備への県民の理解と参加 ・林業の担い手の育成 ・山村における生活環境の向上	林務課 みどり推進課
		◇自然とのふれあいの場としての整備と活用 ・県民の森整備保全 ・自然公園施設の整備、自然歩道の整備	みどり推進課 自然保護課
		◇野生生物の生息・生育環境、自然風景等の適正な保全 ・公有地化・行為規制等による保全	自然保護課
		◇都市内及び周辺森林の保全整備 ・都市近郊林の保全整備 ・都市緑地の保全等	みどり推進課 公園緑地課
		◇野生生物の生息・生育環境、自然風景等の適正な保全 ・公有地化・行為規制等による保全	自然保護課
原 野	○貴重な原野の保全 ・植物の自生地、野生動物の生息地等の保全	◇野生生物の生息・生育環境、自然風景等の適正な保全 ・公有地化・行為規制等による保全	自然保護課
水面・河川・水路 (水面・河川)	○県土の保全、県民の生命、財産の保全 ・河川の総合的な整備の推進	◇県土の保全と安全性の確保 ・河川改修のほか調整池等による総合的な降雨流出対策	河川計画課 河川環境課
	○水に親しめる空間の創出 ・水質の改善・保全 ・多様な機能の維持向上	◇環境の保全 ・健全な水循環系の保全・再生 ・水質浄化施設の整備 ・周辺の自然環境に十分配慮した親水性に富んだ施設の設置	水質保全課 河川計画課 河川環境課 漁業資源課
	○水資源の確保	◇水資源の確保 ・総合的な渇水対策	水政課 河川計画課 河川環境課
	○下水道の整備	◇下水道整備の推進	下水道計画課
(水路)	○水路の整備 ・農用地の生産性向上	◇農業用排水路の整備 ・かんがい排水事業、ほ場整備事業	耕地課 農村整備課

地目	基本施策	施策	担当課	
道路	○広域幹線道路から生活道路までの有機的・体系的整備 ・時間距離の短縮、地域間の交流・連携強化及び増大する交通需要への対応 ・安全性、快適性及び防災機能の向上、環境への配慮	◇広域幹線道路網及び国・県道等の有機的・体系的整備	道路計画課 道路環境課	
		◇都市内道路の整備	街路モノレール課	
		◇市街地の混雑・渋滞緩和 ・交差点の改良、踏切の除却及び環状・迂回道路等の整備	道路計画課 道路環境課 街路モノレール課	
		◇良好な沿道環境・街並み景観の形成 ・道路緑化、電線類の地中化及び幅の広い歩道の整備	道路計画課 道路環境課 街路モノレール課	
	○農道及び林道の整備	◇自然環境・生態系に配慮した道路整備		
宅地 (住宅地)	○計画的な住宅地の供給と良好な居住環境の形成 ・望ましい居住水準、安全性、快適性などの質の向上 ・都市地域における土地利用の高度化、低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保	◇宅地需要に応じた安定的な宅地供給 ・土地区画整理事業等の促進 ・市街化調整区域の大規模住宅開発の抑制と地域振興等に寄与するものの適正な誘導	都市整備課 都市計画課 住宅課	
		◇良好な居住環境を備えた市街地形成の誘導 ・用途地域等の各種制度の活用	都市計画課	
		◇土地有効利用の促進 ・定期借地権制度の活用 ・市街化区域内農地の計画的な宅地化の推進	住宅課	
	(工業用地)	○計画的な工業用地の確保 ・新産業創造拠点を形成する新たな工業団地等の計画的整備等	◇地域特性をいかした工業団地の計画的整備	企業立地課
			◇新技術発信拠点等としての既存工業用地の有効利用	企業立地課
			◇内陸部における先端技術産業、成長産業の立地促進	企業立地課
			◇住工混在地区の工場の移転促進	企業立地課
	(その他の宅地)	○商業・業務・研究用地の整備 ・都市機能が総合的に発揮できる適正配置	◇工場跡地の有効利用	
			◇都市交通施設の整備と市街地開発事業等の推進による用地の確保 (既成市街地及び新市街地の整備)	都市整備課
			◇学術・研究機関等の立地促進	企画調整課 企業立地課
その他		◇郊外大型商業施設・大型リゾート施設の適正な誘導	都市計画課 経営支援課	
		◇公用・公共用施設の適正配置と計画的整備 ・市街地開発事業等の推進による計画的整備 ・耐災性の確保と災害時における施設の活用	企画調整課	
		◇ゴルフ場開発の抑制	都市計画課	
		◇レクリエーション施設への慎重な対応	都市計画課	
		◇低未利用地、耕作放棄地の有効活用の促進 ・遊休土地対策 ・遊休農地対策事業	都市計画課 農業改良課	
		◇沿岸域の持続的・総合的・広域的な秩序ある利用 ・沿岸域の多様な生態系の保全、親水空間としての利用及び港湾・漁港の整備と海岸の保全	港湾課 漁港課 河川計画課 河川環境課	